

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成20年6月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 定期検査を行う区域、期日及び場所

検査区域	検査期日		検査場所
東かがわ市	9月17日（水）	10：00～15：00	東かがわ市役所引田庁舎
	9月18日（木）	10：00～15：00	東かがわ市役所引田庁舎
	9月19日（金）	10：00～15：00	東かがわ市丹生公民館
	9月24日（水）	10：00～15：00	東かがわ市三本松公民館
	9月25日（木）	10：00～11：30	東かがわ市福栄コミュニティセンター
		13：00～15：00	東かがわ市女性センター
9月26日（金）	10：00～15：00	東かがわ市女性センター	
さぬき市	10月1日（水）	10：00～11：30	津田多目的研修集会施設
		13：00～15：00	津田働く婦人の家
	10月2日（木）	10：00～15：00	津田働く婦人の家
	10月3日（金）	10：00～15：00	長尾保健センター
	10月7日（火）	10：00～11：30	造田児童館
		13：00～14：00	さぬき市立多和小学校
	10月8日（水）	10：00～14：30	寒川公民館
	10月9日（木）	10：00～15：00	さぬき市大川体育館
	10月10日（金）	10：00～11：30	香川県農協鴨部支店
		13：00～15：00	小田漁村センター
10月15日（水）	10：00～11：30	香川県農協鴨庄支店	
	13：00～15：00	さぬき市役所附属棟	
10月16日（木）	10：00～15：00	さぬき市役所附属棟	
東かがわ市・さぬき市 （再検査）	10月21日（火）	10：00～12：00	さぬき市役所附属棟